## 財 政 金 融 委員会)

平成二十八年度に お け る 公 債  $\mathcal{O}$ 発 行  $\mathcal{O}$ 特例 に 関する法 律案 (大久保勉君 外七 名 発 議 (参 第二

## 号) 要旨

本 法 律 案  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次 0 とおりで あ る。

 $\mathcal{O}$ 

法

律

は、

平

·成二十

· 八 年

度に

お

け

る

玉

 $\mathcal{O}$ 

財

政

収

支

0)

状

況

に

鑑

み、

同

年

度

に

お

け

る

公債

 $\mathcal{O}$ 

発

行

 $\mathcal{O}$ 

特

例

に

目 的

関 す る 措 置 を 定 め ることに ょ り、 同 年 度  $\mathcal{O}$ 適 切 な 財 政 運 営 に 資 することを 目 的 とす ź。

### 特 例 公 債 $\mathcal{O}$ 発 行 等

1 政 府 は 財 政 法 第 兀 条 第 項 へただし 書  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 発 行 する 公 債 0) ほ か、 平 成二十八年度  $\mathcal{O}$ 般 会 計

歳 出 0 財 源 に 充て る ため、 予算をも 0 て 玉 숲  $\mathcal{O}$ 議 決 を経 た 金 額  $\mathcal{O}$ 範 囲 内 で、 公債を発行することがで

# きる。

 $\mathcal{O}$ 

2 1 に ょ る 公債  $\mathcal{O}$ 発 行 は、 平 成二十 九年六月三十日までの間、 行うことができることとし、 同 年 兀 月一

日 以 後 発行される当 該公債に 係 る収入は、 平 成二十八年度所属  $\mathcal{O}$ 歳入とする。

3 政府は、 1 Ø 議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政 府 は、 1 に より 発行し た公債については、 その速や カュ な 減 債に 努めるものとする。

三、施行期日

こ の 法 律は、 平成二十八年四月一日又はこの 法 律の 公布  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ ١, ずれ カュ 遅 \ \ 日 カュ ら施行する。